

防災会だより

第55号 発行 2019.06.20

発行責任者 防災副会長 行正龍昭

防災会からのご挨拶

自治会長/防災会長 茂木信男

昨夏の長引く猛暑と北海道の地震、西日本の豪雨は今も忘れられません。もし、「茅ヶ崎に!」と思うと、我が家の「備え」は大丈夫か?自治会としてはどうか?と考えてしまいます。

先日、香川小学校で「避難所開設」の打ち合わせがありました。そこで、災害の状況の把握とどのように避難するか?について話し合われました。ただ、災害の程度にもよりますが、避難といっても長期化すれば「できれば我が家で」と思う人も多いと思います。様々なケースが想定されますが、今私たちができることを一つ一つ考えていきたいと思いました。



今年度の活動方針

防災副会長 行正龍昭



「防災」は被害を出さないようにする活動であるのに対して、「減災」は被害を最小限に抑える活動です。

近年の災害は、直下型地震である阪神淡路大震災、 想定を超えた津波を伴った東日本大地震、真夜中発生 の直下型熊本大地震のように災害レベルの高いものが 増えてきました。このため、災害に対する活動も「減災」 に力を入れるようになってきています。

昨年度、班長、全住民の協力により安否確認訓練として「白いタオル運動」を実施しました。574世帯を対象にタオル提出率は86%と良い結果でした!。

松風台は自治会加入率が100%近くと高く、地域に対する「住民意識」が強いと思います。 今年度は、これらの特徴を生かして下記の訓練を計画しています。同時に、情報伝達機 器を駆使して、近隣自治会と連携して効果的な活動を目指してゆきたいと考えています。

2019年度自治会員全員対象の防災訓練スケジュール

月/日(曜日)	時 刻	場所	内 容
9/14(土)	13:30~15:30	松風台東公園	第1回防災訓練(放水訓練) 消火栓とホースを用いた本格的訓練
10/20(日)	13:30~15:30	松風台南公園	第2回防災訓練(消火器、避難移送など) 白いタオルなども含めた手身近な訓練
11/04(月)	12:00~15:00	香川小学校	湘北地区防災訓練(総合訓練) 地区共通の要素訓練など

松風台大災害発生時防災行動指針

松風台自治会防災会

2019年06月06日 改訂C

1.目的 2019年06月 本指針は、地震による大災害が発生した時に、松風台住民が在宅時にとるべき防災行動を示す。





緊急地震速報(市防災無線、テレビ、携帯通信機器などから)を聞いたら、直ちに身構えて避難する。

市防災無線は〈震度5弱以上〉が発生する恐れの場合に放送される。

家屋内にいる場合は、机下などに避難して落下物や家具家屋倒壊による怪我を 防止して揺れが収まるのを待つ。

②家族の安全確認

怪我が発生した場合は、安全な場所まで脱出する。自力又は家族だけで不可能な場合は、近隣に助けを求める。

③家屋・家財の保全

電気ブレーカーを落とし、火災発生の場合は、初期消火を行う。 手に負えない場合は、大声で「火事」を近隣に告げるとともに隣人にも協力願い、 街頭に設置の消火器なども持ち込み消火する。

④隣近所の安全確認

屋外に出て、隣近所の様子はどうか(火災が発生している家屋がないか、倒壊した家屋があれば取り残された人がいないかなど)をまず確認する。

次に、健在な人は相互に隣近所各戸に大声をかけ、ひとり一人の安否を確認する

⑤震度<5弱以上>の場合

茅ヶ崎市が震度〈5弱以上〉の場合は、

自分や家族の安全が確認できた場合は、玄関に白いタオルを表示する。

・防災会員、自治会役員・班長は周辺の様子を把握しながら南公園に集合する。

・松風台住民は、自宅で待機する。避難する場合は近くの公園へ

・南公園に集合した者の誰かが臨時代表者になって、集合者から被災情報を収集し、更に東、西公園からの情報も集約して災害対策本部要否を合議する。

⑥災害対策本部 要否合議

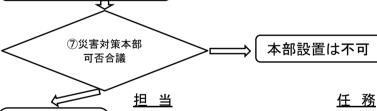
Д

本部設置は不要

松風台の被災は殆ど無く、組織的な活動は 不要と臨時代表者が判断した場合。

本部設置は必要

家屋倒壊・火災発生などの恐れがあると臨時代表者が判断した場合



家屋倒壊など被害甚大でとても組織的活動が困難と臨時代表者が判断した場合。

⑧災害対策本部の結成

臨時代表者 南公園に参集した顔ぶれを確認し、災害対策本部を結成する。

本部長

自治会館2Fを災害対策本部、自治会館1Fを臨時救護所として設置する。 まず、松風台全域からの被災情報を収集して、活動の優先順位を決める。

9各隊・各班の活動

情報班 自治会班長(又は代行者)は各班全戸の安否確認して本部に報告する。

避難行動要支援者を優先で安否確認する。

消火救出隊

家屋倒壊・火災発生などの情報に基づき人材・機材を確保して行動する。 倒壊した家屋から救出し、負傷者は自治会館へ移送を要請する。 火災発生したら、近くの消火設備を用いて消火・延焼防止する。

救護班

自治会館1Fで救護用品を整えて待機し、負傷者には応急手当する。 重傷者は鶴が台中学校(医療救護所)へ移送を避難移送隊に進言する。

避難移送隊

自治会館で待機し、人材・機材を確保して指定の場所から場所へ移送する。 鶴が台中学校(医療救護所)や香川小学校(避難所)へ移送する場合は、 予め受入体制が整っていることを確認する。

⑩湘北地区 防災拠点

での活動

香川小学校 鶴が台中学校 -2-

防災・減災への備え

既に備えた住宅の方へ

未だに備えていない住宅の方へ

①住宅用火災警報装置



茅ヶ崎市火災予防条例に基づき 2011年6月から設置が義務付けられ、これに基づき松風台自治会では 共同購入を斡旋して合計101戸の住宅に約200台が設置されました。

設置されてから8年6か月が経過しましたが、警報器が正常に警報を発生するかどうかを定期的に動作確認していますか?

この警報器は電子部品や電池の 寿命により10年を目安に新品と交換 するよう茅ヶ崎市消防本部が推奨し ています。

設置してから10年が近づいている場合は、少なくとも3か月に1回は動作確認してください。紐を引くか、ボタンを押して何の音も鳴らない場合は、電池切れか故障です。直ちに交換してください。

茅ヶ崎市火災予防条例では、寝室 と2階に寝室がある場合は階段の上 部にも設置しなければなりません。

特に冬季になると、毎朝のように住宅火災がTVニュースで報道され続けています。熟睡して階下の火事に気付くのが遅れることが多いので消防署の立ち入り検査や罰則まではありませんが、火災の早期発見は自分のためであり、周辺への延焼防止のためでもあります。

ホームセンターなどで購入できますが、判らない場合は消防本部に尋ねてください。この際、火をよく使用する台所にも一緒に設置が望ましい。

設置場所によって煙感知式と熱感知式があるので性能もよく確認して 選んでください。

②家庭用消火器



数10年前から、秋の消火訓練時に 南公園で消火器の購入、或いは古 い消火器の粉末詰替の斡旋を継続 してきたが、2015年以降は斡旋業者 都合により取り止めています。

古い消火器には製造年月のみで 使用期限が明記されていないものが 多いです。粉末消火器の使用期限 は5~8年と云われていますが、長く て10年以上も前の製造年月のもの は直ちに新品と交換してください。

消火剤を正常に噴射するかどうか 事前に点検することができません。 また、法律の改正により粉末消火器 の粉末詰替もできなくなりました。 6年前に突然発生した、松風台住 宅1戸全焼事故を記憶されている 方々が多いでしょう。

自宅の火災発生に、早めに気付いておられたので、ここに家庭用消火器1本さえあれば、全焼して顔に火傷や、更に周辺住宅への延焼は避けられていました。

法的に備えは義務付けられていませんけれども、自分の為、隣近所の為に必須であることが、身をもって証明されました。

火をよく使う台所に1本備えてください。いざという時に自分で持てるだけ 大きい(重たい)ものが長い時間 噴射 できて消火に効果的です

③自宅避難用飲食物



保存して備えてあるだけで安心しないでください。飲食物には賞味期限 や消費期限があります。

また、既に備えてあるものだけで充分かどうか、できればまる1日間だけでも電気・ガス・水道を停止して避難生活を試してみてはどうでしょうか?

きっと、新たな心構えや補充しておかなければならないものに多々気づくことでしょう。

大災害時に家屋内で孤立を想定し、短くとも3日間できれば7日間分の飲食物の蓄えをお願いします。

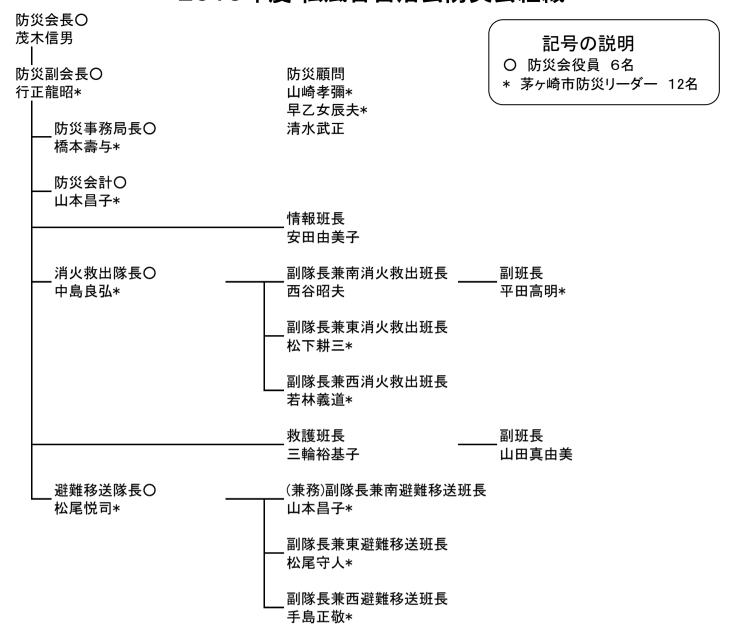
松風台有史以来45年間で震度5強 以上の地震や、ガス・水道が停止し た記憶がないことに安心していませ んか?

来年は関東大震災から満100年目になります。そろそろ100年に一度の大災害に遭遇してライフライン全て停止することも想定されます。

一人一人に かけがえのない必需品の備え

松風台は老若男女 幅広い方々の住まいです。一人一人が自分や家族の身の回りを想定して特別に何が必要なのか、医薬品・嗜好品・衣料品・飲食品などを確認のうえもう一度必需品を見直して整えてください。

2019年度 松風台自治会防災会組織



松風台自治会防災会規則の改訂J 2019年06月06日

防災会活動を更に充実させるために、次のことを改訂した。

①組織の変更

防災会の発足当初は、自治会役員がそのまま防災会の会長・副会長・事務局長・会計を兼務する形でスタートし、その後数10年を経て、常任者制度が定着し活動も充実してきました。

その為に、防災会長のみ自治会長が兼務する形を残して、実務は全て防災常任者が主体で活動することにした。

②会議体の変更

役員常任者会議が唯一の会議体であったが、上記の組織構成員全員で構成する防災定例会議にした。

防災 常任者募集

防災・減災に関心のある方々、自宅で有意義な生活をおくっておられる方々、 防災・減災に関してお手伝い、ご協力して頂けませんか。

ご希望の方々は、上記の防災会員誰にでも結構です。ぜひ声をかけてください。